

**「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」の変更
ー緊急消防援助隊を6,000隊規模に増強ー**

緊急消防援助隊は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて平成7年に創設され、平成26年1月1日現在、全国の消防機関等から4,600隊が登録されています。

緊急消防援助隊の編成等については、総務大臣が策定する「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」（基本計画）に定められており、平成25年度末までにおおむね4,500隊規模を目標に部隊の登録を推進し、緊急消防援助隊の充実強化を図ってきました。

今回、南海トラフ地震、首都直下地震の発生の切迫性や災害の特殊化等を踏まえ、基本計画を平成26年度から平成30年度までの計画として変更し、緊急消防援助隊の一層の充実強化を図ることとしました。（平成26年4月1日施行）

【変更の概要】**1 緊急消防援助隊の活動体制の充実強化****（1）緊急消防援助隊の登録目標隊数の見直し**

東日本大震災を上回る被害が想定される南海トラフ地震等に備え、大規模かつ迅速な部隊投入のための体制整備が不可欠なことから、平成30年度末までの登録目標隊数をおおむね6,000隊規模に大幅増隊。

（2）エネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）の新設

国土強靱化の観点から、石油コンビナート等エネルギー・産業基盤の被災に備え、特殊災害の対応に特化した精鋭部隊を新設。

（3）緊急消防援助隊活動の機能強化

緊急に先遣出動し迅速な初動対応を行う統合機動部隊及び緊急消防援助隊の通信を確保する通信支援隊を新設するとともに、機動力の強化、後方支援体制の強化を図るため高度な車両及び資機材を全国に配備。

2 緊急消防援助隊の連携活動能力の向上

全国規模で緊急消防援助隊が出動する大規模災害時における関係機関との連携活動能力の向上を図るため、平成27年度に全国合同訓練を実施する。

**【連絡先】**

消防庁国民保護・防災部 防災課
広域応援室 齋藤、佐藤、坂上、平子
T E L 03-5253-7527
F A X 03-5253-7537

「緊急消防援助隊基本計画」の改定について(H26-H30の第3期計画)

平成26年3月 消防庁

東日本大震災の教訓を活かし、南海トラフ地震等への対応力を強化するため、
緊急消防援助隊の登録目標数(H30)を6000隊に大幅増隊。

緊急消防援助隊基本計画について

- 総務大臣が、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画(「基本計画」)を策定(消防組織法 § 45、財務大臣協議)。計画に基づいて消防庁長官が部隊を登録。
- これまでの基本計画の推移
 - ・第1期計画(H16-20) 目標 3000隊 ・第2期計画(H21-25) 目標 4500隊
- 平成26年1月現在、4600隊が登録

第3期計画のポイント

- 南海トラフ地震等に備え、大規模かつ迅速な消火・救助・救急体制を確立する必要。
- 大規模火災、倒壊家屋からの救助、広域医療搬送を行うため、消火、救助、救急の主要3部隊を増強
主要3部隊 4230隊(+1100隊) (内訳 (消火+800隊) (救助+50隊) (救急+250隊))
- 大規模地震時等の石油コンビナート災害等への対応力を充実強化する必要。
- 特殊災害対策に特化した、精鋭部隊として「ドラゴンハイパー・コマンドユニット(エネルギー・産業基盤災害即応部隊)」を新設。(H30までに全国に12部隊配備)
- 迅速に被災地に先遣出動させるため「統合機動部隊」を全国に50隊新設。(指揮隊、消火隊、救助隊、救急隊、後方支援隊等の隊員約50名で構成)
- 長期活動をバックアップする後方支援体制を強化することとし、拠点機能形成車両等の配備等により、全国で後方支援隊(5名)を160隊増隊。(増隊後790隊)
- 自衛隊、警察等の連携も含めた、通信体制を強化するため、全国に50隊の「通信支援隊」(5名)を新設。

緊急消防援助隊の6000隊への大幅増隊

基本的な考え方

- 東日本大震災を上回る被害が想定される南海トラフ地震等に備え、大規模かつ迅速な部隊投入のための体制整備が不可欠であり、平成30年度の登録目標数を6000隊に大幅増隊。
- 国家的な非常時を想定して、大規模火災、倒壊家屋からの救助、広域医療搬送を行うため、消火、救助、救急の主要3部隊を増強することとし、登録を積極的に推進。
- 緊急消防援助隊設備整備費補助金及び無償使用制度の活用に当たっては、新規登録への対応を優先。

区 分	任 務	平成26年 1月現在	平成25年度末 目標	平成30年度末 目標	備考
指揮支援隊	速やかに被災地に赴き、市町村長等の支援活動を実施	38隊	概ね 40隊	概ね 60隊(+20)	増強
統合機動部隊指揮隊	迅速に先遣出動し、緊急度の高い消防活動及び後続隊の活動のための情報収集を実施			概ね 50隊(+50)	新設
エネルギー・産業基盤 災害即応部隊指揮隊	石油タンク火災等のエネルギー・産業基盤災害に特化した災害対応を実施			概ね 12隊(+12)	新設
都道府県大隊指揮隊	都道府県隊を統括、活動を管理	111隊	概ね 110隊	概ね 160隊(+50)	増強
消火小隊	消火活動を実施	1,633隊	概ね1,700隊	概ね2,500隊(+800)	増強
救助小隊	要救助者の検索、救助活動を実施	412隊	概ね 430隊	概ね 480隊(+50)	増強
救急小隊	救急活動を実施	1,044隊	概ね1,000隊	概ね1,250隊(+250)	増強
後方支援小隊	輸送活動や補給活動等を実施	736隊	概ね 630隊	概ね 790隊(+160)	増強
通信支援小隊	通信確保の支援活動を実施			概ね 50隊(+50)	新設
航空小隊	航空機を用いた消防活動を実施	74隊	概ね 70隊	概ね 80隊(+10)	増強
水上小隊	消防艇を用いた消防活動を実施	18隊	概ね 20隊	概ね 20隊(±0)	
特殊災害小隊	特殊災害に対応するための消防活動を実施	276隊	概ね 260隊	概ね 300隊(+40)	増強
特殊装備小隊	特別な装備を用いた消防活動を実施	373隊	概ね 340隊	概ね 380隊(+40)	増強
合 計		4,600隊	概ね4,500隊	概ね6,000隊 (+1,500)	

※重複(概ね100隊)を除く。

ドラゴンハイパー・コマンドユニットの新設、車両等の開発

1 ドラゴンハイパー・コマンドユニット(エネルギー・産業基盤災害即応部隊)の新設・配備

- 東日本大震災での千葉県市原市や宮城県仙台市で発生したような石油コンビナート災害に対応するため、国民の安全・安心を脅かすだけでなく、サプライチェーンの途絶など経済的にも大きな影響を与えるエネルギー・産業基盤の被災に備え国土強靱化の観点から、応急対応能力を高める必要。
- そのため、緊急消防援助隊に、特殊災害対応に特化したエネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)を新設（「日本再興戦略」（H25.6.14閣議決定）の中短期工程表）
- 平成30年度までに、全国12地域に部隊配備予定。
- 即応部隊の中核となるエネルギー・産業基盤災害対応型消防水利システムを配備するとともに、エネルギー・産業基盤災害対応のための消防ロボットを研究開発。

2 エネルギー・産業基盤災害対応型消防水利システムの配備

- 本システムは、以下の2台で構成
 - ① 大型放水砲搭載ホース延長車: 大容量放水を実施、延長1kmホース積載
 - ② 大容量送水ポンプ車: 小型強力ポンプを積載し、海・川等の様々な水利に対応するとともに大容量送水を実施
- H26予算案 4.6億円（2.3億円×2システム）
（当面、今後3年間で全国7ブロックに各1システムの早期配備を目標）



大型放水砲搭載ホース延長車



大容量送水ポンプ車

※写真は現時点でのイメージ

3 エネルギー・産業基盤災害対応のための消防ロボットの研究開発

- 情報収集ロボット、放水ロボットを研究開発するとともに、順次、実用化・高度化（H26予算案 2.1億円）
 - ・ G空間×ICTを活用し、精度の高い遠隔操作を実現
 - ・ 人が近づけない現場でも近接し、消防職員の安全向上



情報収集ロボット

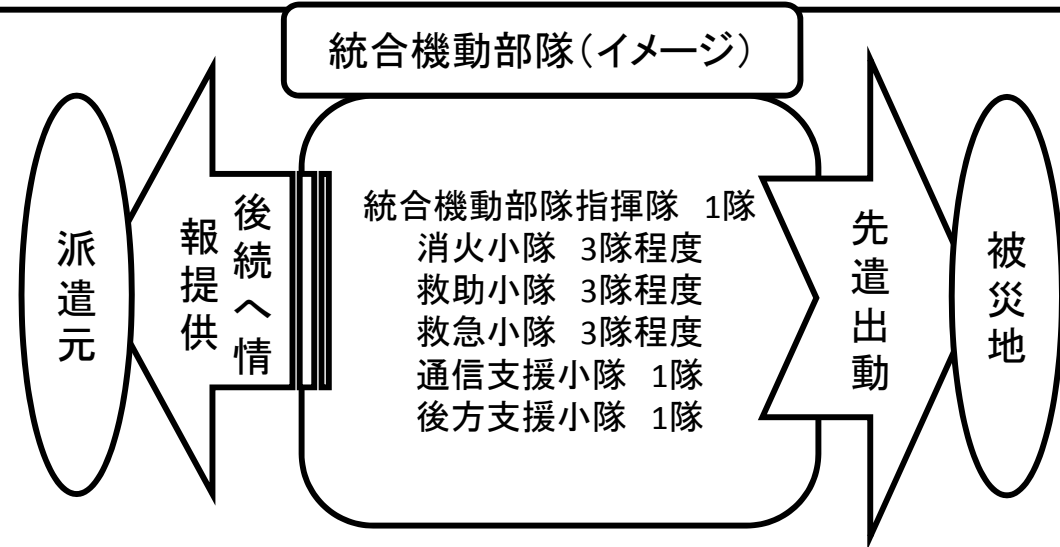


放水ロボット(無人走行放水車)

緊急消防援助隊の機動力の強化

1 「統合機動部隊」の新設

- 緊急消防援助隊出動決定後に緊急に出動・先遣し、被災地での救助・消火活動、さらには後続する緊急消防援助隊の活動に資する情報収集・提供を行う「統合機動部隊」を新設。(全国で50部隊程度)
- 統合機動部隊は、基本的に同一消防本部の緊急消防援助隊登録小隊の中から部隊を指定。(新規に隊を編成するのではなく、既存登録隊を再編成し、指揮隊のみ新たに創設。)



2 津波・大規模風水害対策車両の配備

- 津波や大規模風水害による冠水地域において機動的な人命救助を行うため、水陸両用バギー(※)やボート等を積載した特殊車両を配備促進。
 - H24補正・H25当初配備 15台
 - H26当初予算案 1億円(0.5億円×2台)
- ※H26年度以降、消防研究センターで開発された消火・救急活動にも対応可能な水陸両用バギーを積載予定。



消火タイプ



救急タイプ

水陸両用バギー
※取り外し可能な消火・救急用設備を搭載



津波・大規模風水害対策車両

緊急消防援助隊の後方支援体制の強化

1 後方支援体制の強化

- 過酷な災害現場においては、完全な自給自足を目指した後方支援体制の確立が不可欠
- 長期化する活動を支えるための後方支援小隊を790隊(+160隊)に増隊。

2 拠点機能形成車両の配備

- 長期かつ大規模な部隊出動が見込まれる被災地の前線において、大型エアートント等(合計100人宿泊可)や暖かい食事の提供やトイレ・シャワー等の消防応援活動を支える拠点機能を形成する特殊車両を配備促進。
- H24補正・H25当初配備 6台
- H26当初予算案 2.4億円(1.2億円×2台)



3 救助活動等拠点施設の整備

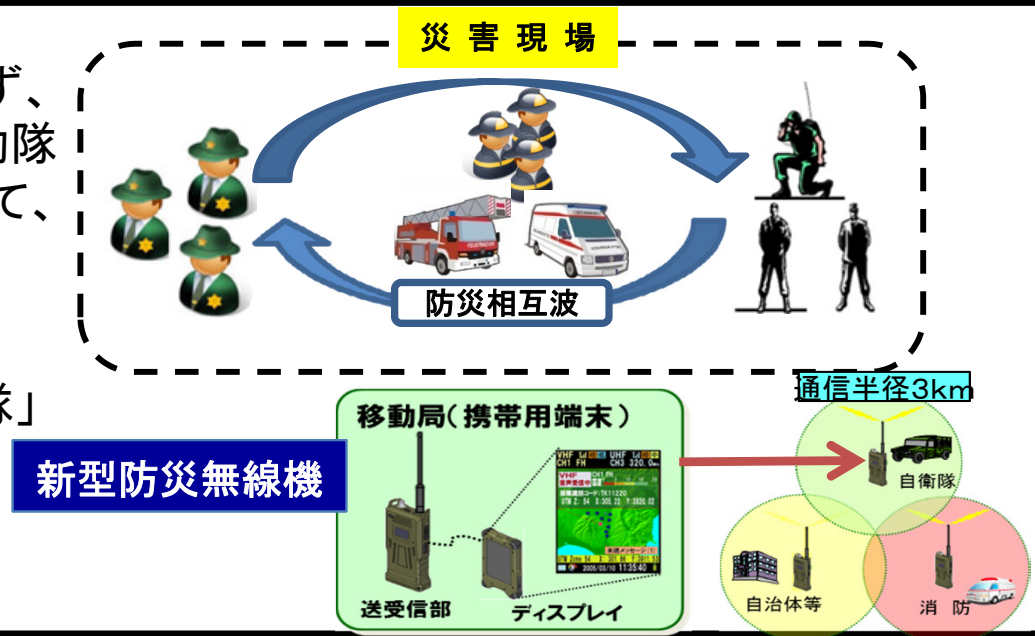
- 道路寸断により陸路出動が困難となる場合に、ヘリコプターにより迅速に投入された救助隊が自立的に救助活動を展開するための拠点として、H26から消防防災施設整備費補助金の補助対象施設に追加。
- ヘリコプター離着陸場、資機材保管等施設及び自家給油施設により構成。



実動部隊等関係機関の連携強化

1 通信支援体制の強化

- 大規模災害現場では、緊急消防援助隊のみならず、多様な関係機関が活動することから、緊急消防援助隊の部隊間、緊急消防援助隊と関係機関の間において、通信確保が極めて重要。
- 緊急消防援助隊の通信支援を行う「通信支援小隊」を創設、全国に50隊配備。
→ 無償使用制度により配備した無線中継車を活用



2 実動部隊等関係機関の参画による全国訓練・地域ブロック合同訓練の実施

- 特に、自衛隊、警察、DMAT等の実動部隊間において、具体的な連携強化を目指し、以下の訓練の中で取組み促進。
 - ・ 平成27年度 全国訓練を実施(H22実績規模 約2500人)
 - ・ 毎年度 全国6ブロックで合同訓練を実施
 - 自衛隊の道路啓開+消防の救助活動
 - 地域に密着する警察+消防で迅速な合同救助活動
 - 消防による救助・救急+DMATの応急救護
- 上記の訓練を通じ、防災相互波等による通信確保、現場合同指揮所の設置など、具体的な課題に関する連携の枠組みを標準化。



策定	平成16年	2月	6日
変更	平成18年	2月	6日
変更	平成18年	6月22日	
変更	平成20年	3月28日	
変更	平成20年	8月27日	
変更	平成21年	3月	2日
変更	平成26年	3月	5日

緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画

目 次

第1章 総則

第1節 本計画の目的

第2節 緊急消防援助隊の任務

第2章 緊急消防援助隊の編成

第1節 緊急消防援助隊の構成単位

第2節 都道府県大隊の編成

第3節 中隊の任務

第4節 小隊の装備等の基準

第5節 部隊の任務

第6節 部隊の隊の装備等の基準

第3章 緊急消防援助隊の登録

第4章 緊急消防援助隊の出動計画等

第5章 緊急消防援助隊の施設の整備等

第6章 緊急消防援助隊の教育訓練

第1節 全国合同訓練及び地域ブロック合同訓練等

第2節 消防大学校における教育訓練等

第7章 その他

第1章 総則

第1節 本計画の目的

この計画は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第45条第2項の規定に基づき、緊急消防援助隊の出動に関する措置を的確かつ迅速に行うため、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項について定めることを目的とする。

第2節 緊急消防援助隊の任務

緊急消防援助隊は、国内における大規模災害又は特殊災害(当該災害が発生した市町村(以下「被災地」という。))の属する都道府県内の消防力をもってしてはこれに対処できないものをいう。以下同じ。)の発生に際し、消防庁長官(以下「長官」という。)の求めに応じ、又は指示に基づき、被災地の消防の応援等を行うことを任務とする。

第2章 緊急消防援助隊の編成

第1節 緊急消防援助隊の構成単位

1 基本的な構成単位

緊急消防援助隊の基本的な構成単位は、都道府県大隊、中隊、小隊とし、各隊の長は、それぞれ都道府県大隊長、中隊長、小隊長とする。

2 部隊

被災地における緊急消防援助隊の活動を迅速かつ円滑に行うため、緊急消防援助隊に特別の任務を行う部隊として、指揮支援部隊、統合機動部隊及びエネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)を編成するものとし、各部隊の長は、それぞれ指揮支援部隊長、統合機動部隊長及びエネルギー・産業基盤災害即応部隊長とする。

第2節 都道府県大隊の編成

1 都道府県大隊は、当該都道府県又は当該都道府県内の市町村(東京都特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)に設置された都道府県大隊指揮隊、消火中隊、救助中隊、救急中隊、後方支援中隊、通信支援中隊、航空中隊、水上中隊、特殊災害中隊及び特殊装備中隊のうち被災地において行う消防の応援等に必要な中隊をもって編成する。

2 長官は、都道府県ごとに、消防機関の推薦に基づき、当該都道府県大隊の出動に関する連絡調整を行う代表消防機関を定めるものとする。

3 都道府県大隊長

(1) 都道府県大隊長は、都道府県大隊を統括して被災地に赴くとともに、指揮支援隊長の管理を受け、被災地における当該都道府県大隊の活動を管理することを任務とする。

- (2) 都道府県大隊長は、2 の代表消防機関の職員である都道府県大隊指揮隊長をもってこれに充てる。ただし、当該代表消防機関が被災等により出動できない場合は、長官が別に定めるところによるものとする。
- (3) 都道府県大隊長は、(1) の任務を遂行するため、都道府県大隊指揮隊を編成するものとする。

第3節 中隊の任務

消火中隊、救助中隊、救急中隊、後方支援中隊、通信支援中隊、航空中隊、水上中隊、特殊災害中隊及び特殊装備中隊の任務は、次に掲げるところによる。

- 1 消火中隊 主として被災地における消火活動を行うこと。
- 2 救助中隊 主として被災地における要救助者の検索、救助活動を行うこと。
- 3 救急中隊 主として被災地における救急活動を行うこと。
- 4 後方支援中隊 主として被災地における緊急消防援助隊の活動に関して必要な輸送・補給活動等を行うこと。
- 5 通信支援中隊 主として被災地における緊急消防援助隊の活動に関して通信の確保等に関する支援活動を行うこと。
- 6 航空中隊 主として被災地における航空機を用いた消防活動及び航空機の運用調整を行うこと。
- 7 水上中隊 主として被災地における消防艇を用いた消防活動を行うこと。
- 8 特殊災害中隊 主として被災地における特殊な災害に対応するための消防活動を行うこと。
- 9 特殊装備中隊 主として被災地における特別な装備を用いた消防活動を行うこと。

第4節 小隊の装備等の基準

都道府県大隊指揮隊、消火小隊、救助小隊、救急小隊、後方支援小隊、通信支援小隊、航空小隊、水上小隊、特殊災害小隊及び特殊装備小隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

- 1 都道府県大隊指揮隊
 - (1) 都道府県大隊指揮隊は、指揮及び情報の収集伝達・通信等を担当する隊員4人以上で編成されるものであること。
 - (2) 都道府県大隊指揮隊は、災害時において情報の収集伝達・通信等を確保可能な設備等及び車両を備えること。
- 2 消火小隊

- (1) 消火中隊を構成する消火小隊は、隊員 5 人以上で編成されるものであること。
- (2) 消火小隊は、消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ自動車又は化学消防ポンプ自動車を備えること。
- (3) 消火小隊は、口径 65 ミリのホースを積載すること。

3 救助小隊

- (1) 救助中隊を構成する救助小隊は、救助活動に関する基準（昭和 62 年消防庁告示第 3 号）第 6 条に規定する救助隊員の資格を有する隊員（以下「救助隊員」という。）5 人以上で編成されるものであること。ただし、(2) イの車両を備える救助小隊の隊員は、救助隊員であることを要しない。
- (2) 救助小隊は、次のいずれかの車両を備えること。
 - ア ウインチ、クレーン及び発電照明灯を装備した四輪駆動の救助工作車
 - イ 四輪駆動の津波・大規模風水害対策車両
- (3) 救助小隊は、(2) の車両の区分に応じ、それぞれ次の資機材を備えること。
 - ア (2) アの救助工作車
 - 救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和 61 年自治省令第 22 号）別表第 1 及び別表第 2 に掲げる救助器具並びに要救助者を検索するための高度救助用資機材
 - イ (2) イの津波・大規模風水害対策車両
 - 浸水域での高度な救助活動を行うための資機材

4 救急小隊

- (1) 救急中隊を構成する救急小隊は、救急救命士法（平成 3 年法律第 36 号）第 2 条第 2 項に規定する救急救命士の資格を有する隊員又は救急隊員の行う応急処置等の基準（昭和 53 年消防庁告示第 2 号）第 5 条第 2 項に規定する隊員 3 人以上で編成されるものであること。
- (2) 救急小隊は、四輪駆動の高規格救急自動車を備えること。
- (3) 救急小隊は、高度救命処置用資機材を備えること。

5 後方支援小隊

- (1) 後方支援中隊を構成する後方支援小隊は、隊員 2 人以上で編成されるものであること。
- (2) 後方支援小隊は、被災地において、消火中隊、救助中隊及び救急中隊等が発災直後から長期間活動することを可能とするために必要な輸送・補給活動等を行うための設備等及び車両を備えること。

6 通信支援小隊

- (1) 通信支援中隊を構成する通信支援小隊は、隊員 2 人以上で編成されるものであること。
- (2) 通信支援小隊は、被災地において通信が途絶した場合に、緊急消防援助隊の通信確保を可能とするために必要な設備、資機材及び車両を備えること。

7 航空小隊

- (1) 航空中隊を構成する航空小隊は、任務等に応じて必要とされる操縦士及び救助隊員等で編成されるものであること。
- (2) 航空小隊は、航空機を備えること。
- (3) 航空小隊は、救助用資機材、救急用資機材、消火用タンク、ヘリコプターテレビ

電送システム等のうちその任務に応じて必要なものを備えること。

8 水上小隊

- (1) 水上中隊を構成する水上小隊は、船舶の種類に応じて必要とされる船長、機関長及び2人以上の隊員で編成されるものであること。
- (2) 水上小隊は、消火その他の消防活動に必要な設備を有する消防艇を備えること。

9 特殊災害小隊

- (1) 特殊災害中隊を構成する毒劇物等対応小隊（毒性物質の発散等による特殊災害への対応隊を含む。以下同じ。）、大規模危険物火災等対応小隊及び密閉空間火災等対応小隊は、それぞれの目的に応じ長官が別に定める隊員で編成されるものであること。
- (2) 毒劇物等対応小隊、大規模危険物火災等対応小隊及び密閉空間火災等対応小隊は、それぞれその目的に応じ長官が別に定める必要な装備及び車両を備えること。

10 特殊装備小隊

- (1) 特殊装備中隊を構成する遠距離大量送水小隊、消防活動二輪小隊、震災対応特殊車両小隊、水難救助小隊及びその他の特殊な装備を用いた消防活動を行う小隊は、それぞれの目的に応じ長官が別に定める隊員で編成されるものであること。
- (2) 遠距離大量送水小隊、消防活動二輪小隊、震災対応特殊車両小隊、水難救助小隊及びその他の特殊な装備を用いた消防活動を行う小隊は、それぞれその目的に応じ長官が別に定める必要な装備及び車両を備えること。

第5節 部隊の任務

指揮支援部隊、統合機動部隊及びエネルギー・産業基盤災害即応部隊の任務等は、それぞれ1から3のとおりとする。

1 指揮支援部隊

- (1) 指揮支援部隊は、大規模災害又は特殊災害の発生に際し、ヘリコプター等で緊急に被災地に赴き、災害に関する情報を収集し、長官及び関係のある都道府県の知事等に伝達するとともに、被災地における緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動を行うことを任務とする。
- (2) 指揮支援部隊は、別表第1に掲げる消防本部に属する指揮支援隊をもって編成する。
- (3) 指揮支援部隊長
 - ア 指揮支援部隊長は、被災地における緊急消防援助隊の活動に関し、指揮支援部隊を統括し、当該被災地に係る都道府県災害対策本部長又は消防応援活動調整本部長を補佐し、及び指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする。
 - イ 指揮支援部隊長は、その指定する地区の緊急消防援助隊の活動の管理を指揮支援隊の隊長に委任することができる。
 - ウ 指揮支援部隊長が、被災等によりその任務を遂行できない場合は、別表第2に掲げる消防本部に属する指揮支援隊の隊長が指揮支援部隊長の任務を遂行するものとする。
 - エ 指揮支援部隊長は、被災地の状況により、必要に応じ、指揮支援部隊に通信支援小隊及び後方支援小隊を加えることができる。
- (4) 指揮支援隊長

指揮支援隊長は、被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長（以下「指揮者」という。）を補佐し、及び指揮者の指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする。

2 統合機動部隊

- （１）統合機動部隊は、大規模災害又は特殊災害の発生後、都道府県大隊長の指示を受けて、迅速に先遣出動し、後続する都道府県大隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行うとともに、被災地において消防活動を緊急に行うことを任務とする。
- （２）統合機動部隊は、長官が別に定めるところにより、都道府県ごとに編成するものとする。
- （３）統合機動部隊長は、原則として第２節２の代表消防機関の職員をもってこれに充て、任務を遂行するため、統合機動部隊指揮隊を編成するものとする。

3 エネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）

- （１）エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、石油コンビナート、化学プラント等エネルギー・産業基盤の立地する地域における特殊災害に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする。
- （２）エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、長官が別に定めるところにより編成するものとする。
- （３）エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、消防機関の推薦に基づき、長官が別に定めることとし、任務を遂行するため、エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊を編成するものとする。

第６節 部隊の隊の装備等の基準

指揮支援隊、統合機動部隊指揮隊及びエネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

1 指揮支援隊

- （１）指揮支援部隊を構成する指揮支援隊は、指揮及び情報の収集伝達・通信等を担当する隊員４人以上で編成されるものであること。
- （２）指揮支援隊は、災害時において情報の収集伝達・通信等を確保可能な設備等及び車両を備えること。

2 統合機動部隊指揮隊

- （１）統合機動部隊指揮隊は、指揮及び情報の収集伝達・通信等を担当する隊員４人以上で編成されるものであること。
- （２）統合機動部隊指揮隊は、発災後迅速に先遣出動し、情報の収集伝達・通信等を確保可能な設備等及び車両を備えること。

3 エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊

- （１）エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊は、特殊災害に関する知見を有し、指揮及び情報の収集伝達・通信等を担当する隊員４人以上で編成されるものであること。
- （２）エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊は、情報の収集伝達・通信等を確保可能な設備等及び車両を備えること。

第3章 緊急消防援助隊の登録

- 1 長官は、都道府県知事又は市町村長からの緊急消防援助隊の登録の申請に基づき、本計画に適合するかどうか審査し、必要と認める緊急消防援助隊の登録を行うものとする。
- 2 登録する緊急消防援助隊の規模については、全国の消防機関の現有消防隊数等を考慮し、また、緊急消防援助隊の施設の整備推進及び教育訓練の充実を図ることにより、平成30年度末までに、都道府県及び市町村の協力を得て、別表第3のとおり、おおむね6,000隊規模とすることを目標とする。

第4章 緊急消防援助隊の出動計画等

- 1 出動決定のための措置等
 - (1) 長官は、被災地の属する都道府県の知事その他の関係地方公共団体の長等と密接な連携を図り、緊急消防援助隊の出動の必要の有無を判断し、消防組織法第44条の規定に基づき適切な措置をとるものとする。また、南海トラフ地震、首都直下地震等著しい地震災害その他の大規模な災害又は毒性物質の発散その他の特殊な災害に対し、同条第5項の規定に基づき適切な措置をとるものとする。
 - (2) 緊急消防援助隊が被災地に出動した場合においては、当該緊急消防援助隊は、消防組織法第47条又は第48条の規定に基づき、指揮者の指揮の下又は応援等を受けた市町村の消防機関との相互に密接な連携の下に活動するものとする。また、被災地で消防活動を行う緊急消防援助隊以外の消防機関と密接に連携するものとする。
 - (3) 災害の規模等に照らし出動が予想される場合、震度6弱（東京都特別区及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市（以下「政令市等」という。）については震度5強）以上の地震が発生した場合、大津波警報が発表された場合又は噴火警報（居住地域）が発表された場合においては、出動が予想される消防機関の長及び都道府県に設置された航空消防隊の隊長は、速やかに緊急消防援助隊の出動の準備を行うものとする。
- 2 基本的な出動計画
 - (1) 第一次出動都道府県大隊
 - ア 大規模災害又は特殊災害が発生した場合に、原則として第一次的に応援出動する都道府県大隊を第一次出動都道府県大隊とし、災害が発生した都道府県（以下「災害発生都道府県」という。）ごとの第一次出動都道府県大隊を別表第4のとおりとする。
 - イ アにかかわらず、航空小隊については第一次出動航空小隊とし、長官が別に定めるところによるものとする。
 - ウ 大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合、当該災害発生都道府県に係る第一次出動都道府県大隊は、速やかに応援出動の準備を行った後、長官が別に定めるところにより、参集を開始するものとする。
 - (2) 出動準備都道府県大隊
 - ア (1)の第一次出動都道府県大隊のほか、大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合に速やかに応援出動の準備を行う都道府県大隊を出動準備都道府県大隊とし、災害発生都道府県ごとの出動準備都道府県大隊を別表第5のとおりとする。

イ アにかかわらず、航空小隊については出動準備航空小隊とし、長官が別に定めるところによるものとする。

3 出動及び活動における重要関係機関との連携

緊急消防援助隊の出動及び活動に関しては、次に掲げる関係機関と密接な連携を図るものとする。

- (1) 自衛隊、警察、海上保安庁及び日本DMAT（厚生労働省の認めた専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チームをいう。以下「DMAT」という。）等
- (2) 緊急消防援助隊の活動に必要な交通、輸送、通信、燃料及び物資の確保等に関する関係機関

4 南海トラフ地震等についての出動の考え方

南海トラフ地震、首都直下地震その他の大規模地震については、著しい地震災害が想定され、上記2（1）及び（2）の第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊だけでは、消防力が不足すると考えられることから、長官が別に当該地震ごとにアクションプランを定め、各地域の被害の状況等を踏まえた上で、全国的規模での緊急消防援助隊の出動を行うものとする。この場合において、関係機関等との連携による迅速な移動手段の確保を図るものとする。

第5章 緊急消防援助隊の施設の整備等

1 緊急消防援助隊の施設の整備

第2章で示した緊急消防援助隊の編成、装備等の基準に基づき、必要な隊の登録並びに的確かつ迅速な出動及び活動を確保するため、消防組織法第49条第2項の規定に基づき、都道府県及び市町村が行う緊急消防援助隊の施設の整備を推進するものとする。平成26年度から30年度末までに整備を推進する車両、航空機等は、更新整備より新規整備を優先的に進め、整備規模の目標は、別表第6のとおりとし、その他別表第7に掲げる施設の整備を推進するものとする。各年度における整備を推進する施設の整備規模は、当該年度の予算の範囲内とする。

この計画については、緊急消防援助隊の編成、装備等の状況を踏まえて、必要に応じて見直しを行うものとする。

2 消防用の国有財産・物品の無償貸与

緊急消防援助隊の活動に必要があるときは、消防組織法第50条の規定に基づき、消防用の国有財産・物品を都道府県又は市町村に無償で使用させるものとする。

第6章 緊急消防援助隊の教育訓練

第1節 全国合同訓練及び地域ブロック合同訓練等

1 全国合同訓練及び地域ブロック合同訓練

緊急消防援助隊の技術の向上及び連携活動能力の向上を図るため、都道府県及び市町村の協力を得て、全国合同訓練及び複数の都道府県を単位とした合同訓練（以下「地域ブロック合同訓練」という。）を定期的実施するものとする。全国規模の訓練については、当面、平成27年度に図上訓練及び全国合同訓練を実施するものとする。

2 地域ブロック合同訓練に関する重点推進事項

長官は、自衛隊、警察、海上保安庁及びDMA T等との連携、大規模災害時における通信確保、後方支援活動の充実その他の緊急消防援助隊の技術の向上及び連携活動能力の向上のため、特に訓練が必要な事項について毎年度定めることとする。

第2節 消防大学校における教育訓練等

1 消防大学校における教育訓練

緊急消防援助隊の部隊運用能力の向上、航空隊の連携活動能力の向上及び毒性物質の発散等による特殊災害に対する対応能力の向上等のため、消防大学校において必要な教育訓練を実施するものとする。

2 その他の教育訓練

緊急消防援助隊として登録された隊を設置している都道府県及び市町村は、大規模災害又は特殊災害が発生した場合に、的確かつ迅速な出動及び活動が行えるように、平常時から必要な教育訓練に努めるものとする。

第7章 その他

1 緊急消防援助隊の編成については、大規模災害又は特殊災害の状況に応じ、この基本計画に定める事項を基本としつつ、弾力的かつ適切に行うものとする。

2 この計画に定めるもののほか、緊急消防援助隊に関し必要な事項は、長官が別に定める。

附 則

この計画は、平成26年4月1日から施行する。

別表第 1（指揮支援隊及び指揮支援部隊長）

災害発生都道府県	部隊長の所属する消防本部	指揮支援隊の所属する消防本部
北海道	札幌市消防局	札幌市消防局、仙台市消防局、東京消防庁、横浜市消防局、千葉市消防局、新潟市消防局
青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、新潟	仙台市消防局	仙台市消防局、札幌市消防局、東京消防庁、横浜市消防局、川崎市消防局、新潟市消防局、相模原市消防局
茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡	東京消防庁	東京消防庁、横浜市消防局、川崎市消防局、千葉市消防局、さいたま市消防局、名古屋市消防局、大阪市消防局、静岡市消防局、浜松市消防局、相模原市消防局
岐阜、愛知、三重	名古屋市消防局	名古屋市消防局、京都市消防局、大阪市消防局、神戸市消防局、東京消防庁、静岡市消防局、浜松市消防局
富山、石川、福井、滋賀、京都、奈良	京都市消防局	京都市消防局、大阪市消防局、神戸市消防局、名古屋市消防局、東京消防庁、堺市消防局
大阪、兵庫、和歌山	大阪市消防局	大阪市消防局、神戸市消防局、京都市消防局、名古屋市消防局、東京消防庁、堺市消防局
鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知	広島市消防局	広島市消防局、北九州市消防局、福岡市消防局、大阪市消防局、神戸市消防局、東京消防庁、岡山市消防局、熊本市消防局
福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	福岡市消防局	福岡市消防局、北九州市消防局、広島市消防局、大阪市消防局、神戸市消防局、東京消防庁、岡山市消防局、熊本市消防局

別表第 2（指揮支援部隊長代行）

災害発生都道府県	指揮支援部隊長代行の所属する消防本部
北海道	仙台市消防局
青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、新潟	札幌市消防局
茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡	名古屋市消防局
岐阜、愛知、三重	東京消防庁
富山、石川、福井、滋賀、京都、奈良	大阪市消防局
大阪、兵庫、和歌山	京都市消防局
鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知	福岡市消防局
福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	広島市消防局

別表第3（登録する隊の規模）

区分		登録規模		
指揮支援隊		おおむね	60	隊程度
統合機動部隊指揮隊		おおむね	50	隊程度
エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊		おおむね	12	隊程度
都道府県大隊	都道府県大隊指揮隊	おおむね	160	隊程度
	消火小隊	おおむね	2,500	隊程度
	救助小隊	おおむね	480	隊程度
	救急小隊	おおむね	1,250	隊程度
	後方支援小隊	おおむね	790	隊程度
	通信支援小隊	おおむね	50	隊程度
	航空小隊	おおむね	80	隊程度
	水上小隊	おおむね	20	隊程度
	特殊災害小隊	おおむね	300	隊程度
	特殊装備小隊	おおむね	380	隊程度
計		おおむね	6,000	隊程度 (重複を除く)

別表第4（第一次出動都道府県大隊）

災 害 発 生 都 道 府 県	第一次出動都道府県大隊			
北海道	青森	岩手	宮城	秋田
青森	岩手	宮城	秋田	山形
岩手	青森	宮城	秋田	山形
宮城	岩手	秋田	山形	福島
秋田	青森	岩手	宮城	山形
山形	宮城	秋田	福島	新潟
福島	宮城	山形	栃木	新潟
茨城	福島	栃木	埼玉	千葉
栃木	福島	茨城	群馬	埼玉
群馬	栃木	埼玉	新潟	長野
埼玉	茨城	群馬	千葉	東京
千葉	茨城	埼玉	東京	神奈川
東京	埼玉	千葉	神奈川	山梨
神奈川	千葉	東京	山梨	静岡
新潟	山形	福島	群馬	長野
富山	新潟	石川	長野	岐阜
石川	富山	福井	岐阜	滋賀
福井	石川	岐阜	滋賀	京都
山梨	東京	神奈川	長野	静岡
長野	群馬	新潟	山梨	岐阜
岐阜	富山	福井	長野	愛知
静岡	神奈川	山梨	長野	愛知
愛知	岐阜	静岡	三重	滋賀
三重	愛知	滋賀	奈良	和歌山
滋賀	福井	岐阜	三重	京都
京都	福井	滋賀	大阪	兵庫
大阪	京都	兵庫	奈良	和歌山
兵庫	京都	大阪	鳥取	岡山
奈良	三重	京都	大阪	和歌山
和歌山	三重	京都	大阪	奈良
鳥取	兵庫	島根	岡山	広島
島根	鳥取	岡山	広島	山口
岡山	兵庫	鳥取	広島	香川
広島	島根	岡山	山口	愛媛
山口	島根	岡山	広島	福岡
徳島	兵庫	香川	愛媛	高知
香川	岡山	徳島	愛媛	高知
愛媛	広島	徳島	香川	高知
高知	広島	徳島	香川	愛媛
福岡	山口	佐賀	熊本	大分
佐賀	福岡	長崎	熊本	大分
長崎	福岡	佐賀	熊本	大分
熊本	福岡	大分	宮崎	鹿児島
大分	福岡	佐賀	熊本	宮崎
宮崎	福岡	熊本	大分	鹿児島
鹿児島	福岡	熊本	大分	宮崎
沖縄	福岡	熊本	宮崎	鹿児島

別表第5（出動準備都道府県大隊）

災害発生都道府県	出動準備都道府県大隊											
北海道	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川
青森	北海道	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川
岩手	北海道	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	山梨
宮城	北海道	青森	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	山梨
秋田	北海道	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川
山形	北海道	青森	岩手	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	富山	石川
福島	北海道	青森	岩手	秋田	茨城	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	富山	長野
茨城	青森	岩手	宮城	秋田	山形	群馬	東京	神奈川	新潟	山梨	長野	静岡
栃木	青森	岩手	宮城	秋田	山形	千葉	東京	神奈川	新潟	山梨	長野	静岡
群馬	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	千葉	東京	神奈川	富山	山梨	静岡
埼玉	岩手	宮城	秋田	山形	福島	栃木	神奈川	新潟	富山	山梨	長野	静岡
千葉	岩手	宮城	秋田	山形	福島	栃木	群馬	新潟	山梨	長野	静岡	愛知
東京	宮城	山形	福島	茨城	栃木	群馬	新潟	富山	長野	岐阜	静岡	愛知
神奈川	宮城	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	新潟	長野	岐阜	愛知	滋賀
新潟	宮城	秋田	茨城	栃木	埼玉	千葉	東京	神奈川	富山	石川	福井	山梨
富山	群馬	埼玉	東京	神奈川	福井	山梨	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	奈良
石川	新潟	群馬	山梨	長野	静岡	愛知	三重	京都	大阪	奈良	和歌山	鳥取
福井	新潟	富山	山梨	長野	静岡	愛知	三重	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取
山梨	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	新潟	富山	石川	福井	岐阜	愛知	三重
長野	栃木	茨城	埼玉	千葉	東京	神奈川	富山	石川	福井	静岡	愛知	三重
岐阜	東京	神奈川	石川	山梨	静岡	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
静岡	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	石川	福井	岐阜	三重	滋賀	京都	大阪
愛知	東京	神奈川	富山	石川	福井	山梨	長野	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
三重	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	京都	大阪	兵庫	徳島	香川
滋賀	富山	石川	山梨	長野	静岡	愛知	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	徳島
京都	富山	石川	岐阜	静岡	愛知	三重	奈良	和歌山	鳥取	岡山	徳島	香川
大阪	石川	福井	岐阜	静岡	愛知	三重	滋賀	鳥取	岡山	広島	徳島	香川
兵庫	石川	福井	岐阜	愛知	三重	滋賀	奈良	和歌山	島根	広島	徳島	香川
奈良	富山	石川	福井	岐阜	静岡	愛知	滋賀	兵庫	鳥取	岡山	徳島	香川
和歌山	石川	福井	岐阜	静岡	愛知	滋賀	兵庫	鳥取	島根	岡山	徳島	香川
鳥取	福井	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	奈良	和歌山	山口	徳島	香川	愛媛
島根	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀
岡山	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	奈良	和歌山	島根	山口	徳島	愛媛	福岡
広島	大阪	兵庫	奈良	鳥取	徳島	香川	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分
山口	兵庫	鳥取	徳島	香川	愛媛	高知	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島
徳島	滋賀	京都	大阪	奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	広島	山口	福岡	佐賀
香川	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	島根	広島	山口	福岡	佐賀
愛媛	滋賀	京都	大阪	兵庫	鳥取	島根	岡山	山口	福岡	佐賀	長崎	大分
高知	滋賀	京都	大阪	兵庫	鳥取	島根	岡山	山口	福岡	佐賀	長崎	大分
福岡	兵庫	鳥取	島根	岡山	広島	徳島	香川	愛媛	高知	長崎	宮崎	鹿児島
佐賀	兵庫	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	宮崎	鹿児島
長崎	兵庫	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	宮崎	鹿児島
熊本	兵庫	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	佐賀	長崎	沖縄
大分	兵庫	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	長崎	鹿児島	沖縄
宮崎	兵庫	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	佐賀	長崎	沖縄
鹿児島	兵庫	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	佐賀	長崎	沖縄
沖縄	兵庫	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	佐賀	長崎	大分

別表第 6（車両及び航空機等の整備規模）

区分		整備規模
車 両	消防ポンプ自動車	1,162 台
	救助工作車	90 台
	救急自動車	645 台
	その他の消防用自動車	250 台
	小 計	2,147 台
航空機等	ヘリコプター	15 機
	消防艇	2 艇
	小 計	17 機（艇）

備考

- この表において「消防ポンプ自動車」とは、災害対応のための特殊消防ポンプ自動車、特殊水槽付消防ポンプ自動車及び特殊化学消防ポンプ自動車をいう。
- この表において「救急自動車」とは、災害対応のための特殊救急自動車をいう。
- この表において「その他の消防用自動車」とは、災害対応のための特殊はしご付消防ポンプ自動車、特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車、特殊高発泡車、大型高所放水車、泡原液搬送車及び毒性物質の発散等の特殊災害対応自動車、支援車、海水利用型消防水利システム並びに災害対応特殊小型動力ポンプ付き水槽車及び消防活動二輪車をいう。

別表第 7（その他の整備を推進する施設）

区分	施設
資機材	救助用資機材、高度救助用資機材、高度探査装置、高度救命処置用資機材、支援資機材、テロ対策用特殊救助資機材、検知型遠隔探査装置、ヘリコプター高度化資機材、ヘリコプター消火用タンク、ヘリコプター用衛星電話
無線その他の情報通信を行うための施設	消防救急デジタル無線設備、ヘリコプターテレビ電送システム